

# 会 議 録

□全部記録    ■要点記録

会議名	令和2年度第4回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和3年2月12日（金）10時～12時
開催場所	姫路市 総合福祉会館 5階 第1会議室
出席者又は欠席者	<p>(出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、岩田委員、清水委員、藤本委員、長谷川（京）委員、原田委員、濱本委員、濱田委員、鷺尾委員、長谷川（国）委員、常盤委員、川原委員、八木委員、池島委員</p> <p>(事務局)</p> <p>三輪局長、加藤部長、松浦課長、増田室長、小寺技術主任、川崎技師、池田主事、梅宮主事補</p> <p>(関係課)</p> <p>都市計画課 井澤課長、服部課長補佐、藤井技術主任</p> <p>(欠席委員)</p> <p>赤澤委員、橋寺委員、竹田委員、小林委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>一部傍聴不可（報告1～4）</p> <p>傍聴人数 なし</p>
議案又は案件及び結論等	<p>(議案第1号) 屋外広告物の基準改正について</p> <p>(議案第2号) 大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について</p> <p>(報告1) デザイン事前協議の結果について</p> <p>(報告2) 姫路市屋外広告物条例第5条第2項の規定による許可に関する審議案件の経過について</p> <p>(報告3) 都市景観重要建築物等の指定解除について</p> <p>(報告4) 駅前広場におけるイルミネーションイベントに関する社会実験の検証結果について</p>
議案の全部内容又は進行記録	
(事務局)	<p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴者の報告)</p> <p>(資料の確認)</p> <p>以後の進行を安枝会長にお願いしたい。</p>
(会長)	<p>まず会議録の署名押印について、濱本委員、原田委員にお願いしたい。</p>

(会長)	本日は姫路市長より2件諮問されている。議案第1号『屋外広告物の基準改正について』事務局より説明願う。
(事務局)	『屋外広告物の基準改正について』説明。
(会長)	事務局の説明は、屋上広告物と壁面広告物の判断基準を整理することを目的とした基準改正であり、前回審議会での事前審議において出された意見をもとに基準改正案を作成したものであった。 意見・質問があれば挙手願う。
(会長)	意見が無いようなので、『屋外広告物の基準改正について』承認したいがよろしいか。
(委員)	(異議なし)
(会長)	異議が無いようなので承認したい。後日、私から市長に答申したいがよろしいか。
(委員)	(異議なし)
(会長)	異議が無いようなので次に移る。
(委員)	議案第2号『大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について』事務局より説明願う。
(事務局)	『大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について』説明。
(会長)	議案第2号も、前回審議会での事前審議において出された意見をもとに基準改正案を作成したものである。 意見・質問があれば挙手願う。
(委員)	Aゾーンにおいて、高さ規制35mとあるが、最低高さの規定はあるか。 歩道上の立て看板について、歩道上に穴を開けて固定したり、配線を這わせたりしてもよいのか。また色彩やデジタルサイネージの規制はあるのか。
(事務局)	Aゾーンにおいて最低高さの規定はない。 歩道上の立て看板等については、歩道空間を活用する制度が国において創設されており、この制度を利用する事業に対して広告物の許可をすることを考えている。歩道に穴を開けることや配線については、道路管

理者が道路占用許可を出す際に協議することとなるため、建設局と調整していきたい。色彩やデジタルサイネージの基準については、地元団体等と地域の景観のあり方について協議し検討したい。

(会長) 他に意見はあるか。  
意見が無ければ『大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について』承認したいがよろしいか。

(委員) (異議なし)

(会長) 異議が無いようなので承認したい。後日、私から市長に答申したいがよろしいか。

(委員) (異議なし)

(会長) 本件の承認をいただいたので、令和元年7月より本審議会に設置していた「大手前通り景観検討専門部会」はその役目を終えることとなる。ご尽力いただいた委員の皆様はありがとうございました。  
専門部会長に専門部会としての総評をお願いしたい。

(専門部会長) 改正のポイントのひとつが高さ規制のあり方で、スカイラインをコントロールしたいという意図があった。建築基準法、都市計画法、景観法の問題でもあるが、これまでの規制では、スカイラインそのものを上手くコントロールできない。一方で建築物の高さは、オーナーにとっては土地の有効活用の点で大きな問題であり、景観に影響のない部分は緩和してもよいという考えもあった。

今回の改正では、D/Hの考え方をを用いて、スカイラインをコントロールしつつ土地を有効活用できる方策を探った。

もうひとつが、屋外広告物の規制のあり方について。大手前通りでは、屋上や高層部に設置する広告物を規制したい。その代わり8m以下の部分は、賑わい創出に寄与するので緩和する。規制強化と緩和を組み合わせ環境を整えるという考え方がとられた。

これで懸案だった大手前通りの景観上の課題はかなり解消できた。ただし、景観の規制は最小限の規制にすぎない。景観を阻害する要因を除去すれば景観が良くなる訳ではない。今後、良好な景観を作り出していくために、地元住民を中心とする市民活動の積み重ねが重要となる。

そこで姫路市では現在、歩行者利便増進道路制度を利用し、まちなかを歩いて楽しむ空間とする取り組みを進めている。そのなかで、今

	<p>後どのように景観形成に取り組むかが課題となる。賑わい創出のため、ガイドラインを作って自主的にコントロールするかたちが望ましい。</p> <p>なお、屋内広告物と広告幕をどう規制するべきかの問題が残っている。こちらも賑わいづくりと関係が強いので、少しずつ議論を進めていければと思う。</p>
(会長)	<p>続いて報告事項に移る。事務局より報告願う。</p>
	<p>&lt;&lt;報告1～4は非公開&gt;&gt;</p>
(会長)	<p>本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。委員の皆様、ありがとうございました。</p>
(事務局)	<p>(閉会挨拶)</p>